

令和7年度 観音寺市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度観音寺市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア	接続人口	9,630	人
イ	年間総処理水量	2,586,000	m ³
ウ	一日平均排水量	7,085	m ³
エ	主な建設改良事業		
(ア)	管路工事	166,500	千円
(イ)	処理場工事	3,000	千円
(ウ)	ポンプ場工事	29,260	千円

(2) 農業集落排水事業

ア	接続人口	473	人
イ	年間総処理水量	42,110	m ³
ウ	一日平均排水量	115	m ³
エ	主な建設改良事業		
(ア)	処理場工事	3,726	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業

	収	入	
第1款	下水道事業収益	1,357,180	千円
第1項	営業収益	669,975	千円
第2項	営業外収益	687,205	千円
	支	出	
第1款	下水道事業費用	1,331,527	千円
第1項	営業費用	1,259,782	千円
第2項	営業外費用	66,645	千円
第3項	特別損失	100	千円
第4項	予備費	5,000	千円

(2) 農業集落排水事業

	収	入
第1款 下水道事業収益		45,321 千円
第1項 営業収益		6,342 千円
第2項 営業外収益		38,979 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		45,356 千円
第1項 営業費用		43,719 千円
第2項 営業外費用		1,137 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額429,207千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,367千円、過年度分損益勘定留保資金98,281千円及び当年度分損益勘定留保資金319,559千円で補てんするものとする。）。

(1) 公共下水道事業

	収	入
第1款 資本的收入		290,231 千円
第1項 企業債		165,400 千円
第2項 国・県補助金		73,130 千円
第9項 他会計出資金		51,701 千円
	支	出
第1款 資本的支出		700,217 千円
第1項 建設改良費		198,760 千円
第2項 固定資産購入費		4,627 千円
第4項 企業債償還金		491,821 千円
第7項 その他資本的支出		9 千円
第8項 予備費		5,000 千円

(2) 農業集落排水事業

	収	入
第1款 資本的收入		1,381 千円
第5項 工事負担金		142 千円
第9項 他会計出資金		1,239 千円
	支	出
第1款 資本的支出		20,602 千円
第1項 建設改良費		3,726 千円
第4項 企業債償還金		14,876 千円
第8項 予備費		2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千 円)
公共下水道処理区域内における水洗便所への改造者に対し、令和7年度に金融機関が融資した改造資金に対する利子補給	令和8年度から 令和11年度まで	貸付けの翌月から毎月 12,500円償還で償還完了 までの利息
公共下水道処理区域内における水洗便所への改造者に対し、令和7年度に金融機関が融資した改造資金に対する損失補償	令和8年度から 令和11年度まで	融資した金融機関が受け た損失額
下水道施設維持管理業務委託（令和8年度追加分）	令和8年度	44,946
観音寺第2ポンプ場無停電電源装置更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	67,320
観音寺第2ポンプ場耐水化工事	令和8年度	50,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額（千円）	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	135,300	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	40年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換することができる。
資本費平準化債	30,100			
合 計	165,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ
ならない。

(1) 職員給与費

83,422 千円

令和7年3月3日 提出

観音寺市長 佐伯 明浩